

# 令和6年度 いじめ防止基本方針



## いじめ NO 宣言

光輝学園  
つくば市立手代木中学校

## 1 未然防止のための取組

### ○学級経営の充実

- ・ 教師の受容的、共感的態度 生徒一人一人のよさの発揮 互いを認め合う学級
- ・ 生徒の自発的、自治的活動の保障  
規律と活気のある学級集団づくり
- ・ 時と場に応じた正しい言葉遣いができる集団  
人権意識に欠けた言葉遣いへの指導 「キモイ」「ウザイ」「死ね」など

### ○授業中における生徒指導の充実

- ・ 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくり
- ・ 「互いの考えを伝え合う楽しい授業」「わかる授業」の展開
- ・ 生徒が互いの学びを交流して「豊かな表現力」を育む授業の工夫

### ○道徳の学習

- ・ いじめを題材とした授業を位置付けた指導計画の作成
- ・ いじめを許さない心情を深める授業の工夫
- ・ 人権意識の高揚
- ・ 思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実

### ○学級活動の学習

- ・ いじめの未然防止や解決の手だてについての話し合い活動
- ・ いじめにつながる学級の諸問題の解決
- ・ ソーシャルスキル(相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル)等の訓練、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムの体験
- ・ 学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化
- ・ 自殺を回避する方法を知る学習の導入

### ○学校行事

- ・ 生徒が主体となった達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事の企画運営

### ○生徒会活動

- ・ 生徒主体によるいじめの予防と解決に向けた活動

### ○家庭や地域との連携

- ・ 学校いじめ防止基本方針の周知(ホームページに掲載)
- ・ いじめの背景の共通理解(学校、家庭、地域社会にある様々な要因)
- ・ 家庭教育学級等の活用と積極的連携
- ・ SNSによるいじめ(ネットいじめ)に対する情報交換
- ・ 携帯電話に関する安全な使い方の啓発

## 2 早期発見のための取組

### ○複数の教員の目による日常の交流を通したいじめ発見・防止

- ・ 多くの教師による様々な教育活動を通した生徒への関わりの確保
- ・ 休み時間、放課後の計画的な校内巡回
- ・ スクールカウンセラーやスクールサポーターによる積極的な学級訪問、授業参観
- ・ 教職員対象ゲートキーパー養成講座受講

### ○アンケート等の計画的調査の実施

- ・ 「学校生活アンケート」「いじめ実態調査」の定期的実施
- ・ 複数の教員によるアンケート、調査集計や分析
- ・ スクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言(記述内容の分析など)

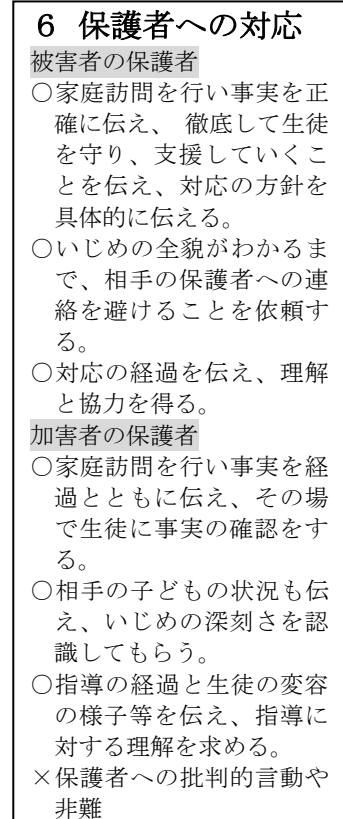
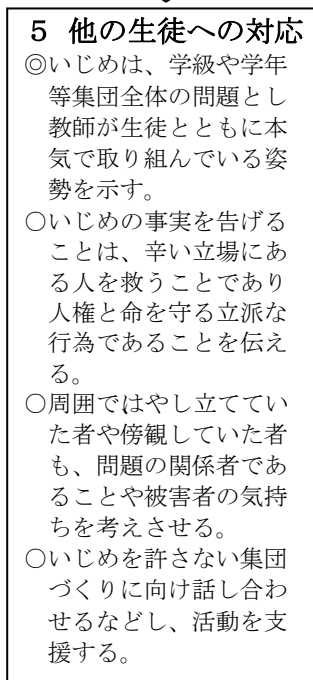
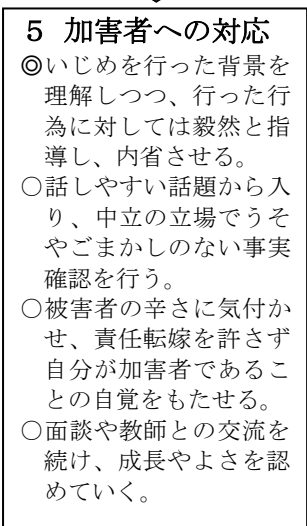
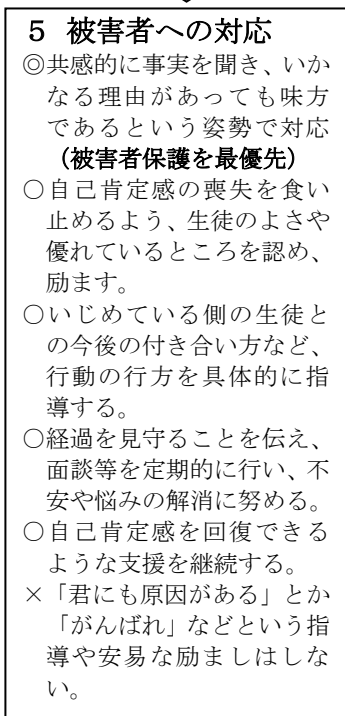
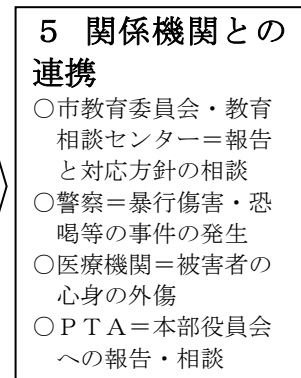
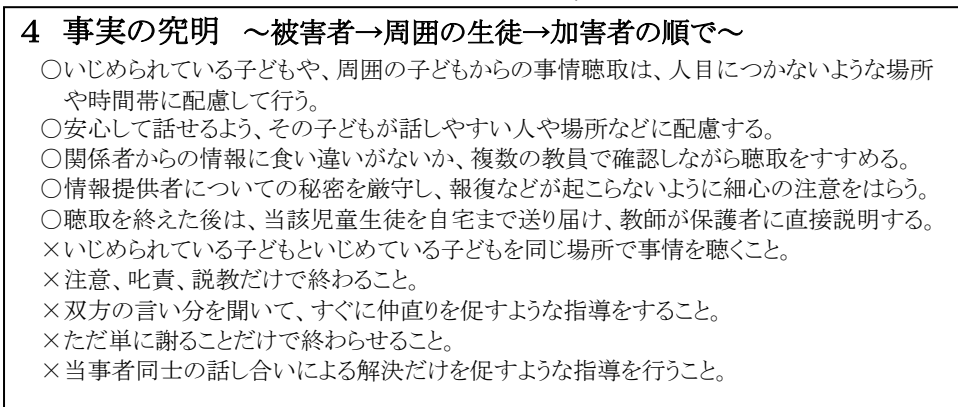
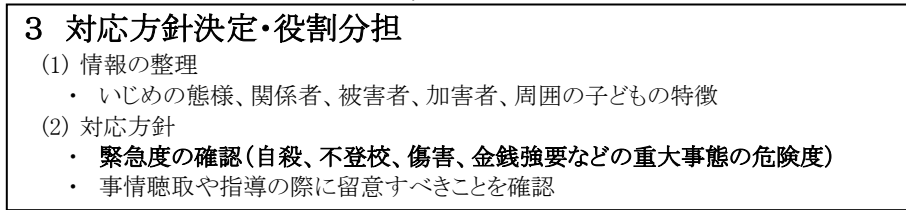
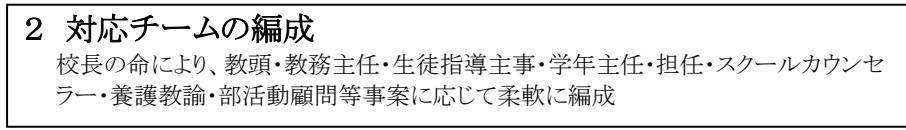
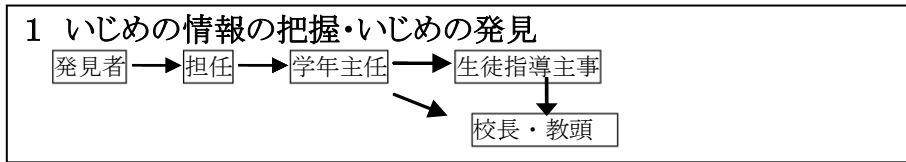
### ○教育相談による把握

- ・ 担任による定期的な面談の実施
- ・ 生徒の希望相談、要相談と思われる場合への担任以外の職員による相談体制の確立・周知  
(教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、学校生活相談員等)
- ・ 教育相談担当による面談体制の整備とスクールカウンセラー等からの助言の集約

### ○保護者や地域からの情報提供の場

- ・ 学校がいじめに対する考えや取り組みの発信と協力依頼
- ・ 家庭や地域からの情報提供への誠意ある対応と早期解決に向けた詳細な情報収集

### 3 問題への対応(いじめ発見から解決までの取り組み)



## 4 いじめ対策組織と年間計画

### ○ いじめ対策委員会の実施

- ・ 週1回の生徒指導部会内で情報交換を行い、その週の主任会で対応を確認する。
- ・ 基本的に校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する。職員以外からは学校評議員、PTA会長、民生委員児童委員、相談センター相談員、児童相談所員に依頼する。
- ・ 生徒指導部会（週一回）や学年会での話し合いをもとに、いじめについての実態、取組について協議する。コミュニティスクール推進委員会や民生委員児童委員との懇談の場も活用し、情報提供していく。
- ・ 緊急の対応が必要な場合は、校長の命により臨時的に開く。

### ○ いじめ対策担当の設置と業務

- ・ 生徒指導主事がいじめ問題担当教員となり、経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
- ・ いじめ対策の全体計画や対応マニュアル等を立案する。
- ・ いじめ対策委員会の運営と会議結果の全職員への周知を行う。
- ・ いじめ問題に関する校内研修を推進する。
- ・ 個々の事例に関わる教職員への相談や助言、スクールカウンセラーや学校生活相談員、外部機関との連絡調整を行う。
- ・ いじめ指導に関わる記録の集積と引継ぎを行う。
- ・ 小学校との情報交換を定期的に行う。

いじめ対策委員会	
校内	学校外
校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 生徒指導部員 養護教諭 スクールカウンセラー ※学年主任	CS推進委員 PTA会長 民生児童委員 相談センター相談員 児童相談所員

### ○ 教職員の意識向上のための校内研修の実施

- ・ 校内研修を計画的に実施し、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深める。
- ・ 特に、重大事態への対応の仕方を共通理解する。

#### いじめに関する共通理解事項

いじめとは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」である（文部科学省）

いじめの認知は、いじめの解消に向けた第一歩



認知件数が多いことは悪いことではなく、いじめ問題に対する意識の高さの表れと考え、件数が多い少ないではなく、認知した事案を、どれだけ、どのように解決したかが大切

#### 《いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢》

- ・ いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ・ いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないという認識に立って子どもや保護者からの通報、他の教職員からの情報に真摯に対応する。
- ・ 自分が担当する学級、授業、部活動等を常にオープンにして、多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておく。

#### 《いじめと犯罪の関係についての認識》

- ・ いじめは、当事者間の状況によっては、司法機関と連携し、犯罪（暴行、傷害、脅迫、恐喝、侮辱、名誉棄損罪）として対応する場合もある。
- ・ 生徒の行為が犯罪行為として認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。

令和 6 年度  
◇いじめ対策年間計画(案)◇

月	教職員の活動			生徒の活動		
	対策委員会	校内研修	教育相談等	学級活動	生徒会活動	小中一貫教育
4	○全体計画の検討	○いじめに対する共通理解  ○配慮を要する生徒への対応	○教育相談	○学級のルールや人間関係づくりのための活動	○生徒総会～いじめをなくし、誰もが幸せに生活できる学校づくり～計画・準備	
5	 月	○道徳授業研究年間計画の見直し		○話し合い「学級の諸問題について」	○生徒総会・全校集会	○合同あいさつ運動
6	 一 回 の	○生活アンケート分析と活用 ○教育相談について	○アンケート実施 ○相談	○ソーシャルスキルトレーニング実施	○生徒総会后、事後アンケート	
7	 実 施	○三者面談について	○面談 1	○学級での振り返り・深化		○いじめ防止に向けた集会の情報交換
8	 ↓	○教育相談技術(講師 SC) ○重大事態への対応(事例研修)				
9		○フォーラムに向けて	○相談	○体育祭を通じた人間関係づくり		○サポート活動(学級)
10			○前期相談内容のまとめ	○合唱祭を通じた人間関係づくり	○いじめ防止に向けた人間関係づくり。学年集会の計画・準備	○豊かな心育成に係る行事(5,8年生合同)
11		○アンケート分析	○アンケート		○学年集会実施	○マナーアップ運動
12		○学校評価アンケート実施 ○学校評価を受けての対策			○生徒会選挙における公約の確認 ○生徒会選挙	
1	 ↓		○面談 2			
2	 ↓			○学級での振り返り		○人間関係づくり(6,7年生合同)
3		○評価と次年度計画の課題	○相談内容のまとめ	○学級のルールや人間関係づくりのためのまとめの活動	○反省と次年度計画	○評価と次年度計画

※光輝学園として、道徳の共通実践資料を決め、同時期に同価値に関する指導を行う。